

京都市告示第 3 0 8 号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 1 0 日

京都市長 松井 孝治

1 地区計画の名称

立命館大学氷室地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区衣笠氷室町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）